



# 平成29年度 身体障害者を対象とした和歌山県一般職 非常勤職員（事務補助職員）採用試験案内

この採用試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、和歌山県内に居住する身体に障害のある人の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

(申込及び問い合わせ先) 和歌山県総務部総務管理局人事課  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073 (441) 2126 (直通)

(その他試験に関する問い合わせ先) 和歌山県人事委員会

TEL 073 (441) 3763 (直通)

## 1 受付期間及び合格発表

受付期間	平成30年1月15日(月)～2月13日(火)
合格発表	平成30年3月中旬 ※ 県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、 <b>合格者に通知</b> します。 ※ 和歌山県ホームページ ( <a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/">http://www.pref.wakayama.lg.jp/</a> ) の「新着情報」にも掲載します。
試験実施機関	和歌山県人事委員会

## 2 試験区分・採用予定人数・勤務場所・主な業務内容

試験区分	採用予定人数	勤務場所	主な業務内容
①和歌山・海草	1名程度	和歌山市、海南市	知事部局におけるデータ等のパソコン入力、文書・荷物の発送に関する事務等の補助
②那賀	1名程度	紀の川市、岩出市	
③伊都	1名程度	橋本市	
④有田	1名程度	湯浅町	
⑤東牟婁	1名程度	新宮市	

※ 申込できる試験区分は、このうちの1つに限ります。申込書の受理後における「試験区分」の変更は認められません。

### 3 試験日時及び試験会場

試験区分	試験日時	試験会場
①～④	平成30年3月5日（月）午後1時30分	和歌山県民文化会館 （和歌山市小松原通1-1）
⑤	平成30年3月6日（火）午後1時30分	東牟婁総合庁舎 （新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）

### 4 受験資格

- (1) 以下のアからウのすべての要件を満たす人
  - ア 身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている人
  - イ 自力により通勤（家族等による送迎を含む。）ができ、介護者なしに職務の遂行が可能である人
  - ウ 和歌山県内に居住している人（就学等のため一時的に県外に居住している人を含む。）
- (2) 次のいずれかに該当する人（地方公務員法第16条に該当する人）は、受験できません。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 5 試験等の方法及び内容

試験種目	配点	内容
作文試験	100点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1時間） ※ 平成28年度和歌山県一般職非常勤職員（事務補助職員）採用試験の作文課題は、「職場において信頼される人とはどのような人か、あなたの考えを述べなさい。」 「日々の生活において学ぶことの大切さについて、述べなさい。」などでした。
面接試験	140点	人物、能力、性格等についての個別面接

- ※ 合格者は、各試験種目の総合得点順に決定します。  
ただし、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても不合格となります。

### 6 点字等による受験

- 点字や拡大文字による受験が可能です。  
車椅子、ルーペなどの補装具の使用、手話通訳を希望する場合は、申込書裏面の該当欄に記載してください。  
なお、補装具は各自で用意してください。

## 7 勤務条件等

任用期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間 ※ 現行制度では、欠員状況の有無、本人の勤務実績等により、 <b>2回まで</b> 再度の任用を可能としていますが、制度改正により変更となる場合があります。
勤務形態	週5日（土日・祝日除く） 午前9時から午後5時まで（休憩1時間）
報酬等	○報酬 <b>日額6,160円</b> ○費用弁償（通勤手当相当分） 非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の定めに従い支給（1月当たり55,000円が限度） ※ 平成29年4月1日現在
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
休暇	○年次有給休暇 10日 ○特別休暇 忌引休暇（有給）、病気休暇（無給）等
服務	地方公務員法の規定による。 ・ 法律及び上司の職務上の命令に従う義務 ・ 守秘義務、職務専念義務 ・ 営利企業等の従事制限（副業の原則禁止） 等

## 8 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例第25条の規定により、口頭で開示請求することができます。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局（県庁北別館5階）に請求してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間
受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

## 9 受験手続及び受付期間

申 込 先	宛先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県人事課 電話：073 (441) 2126
申 込 方 法	下記の申込書類を、上記申込先へ持参又は郵送により申し込んでください。 ※ 郵送の場合は、封筒の表に「 <b>受験申込み</b> 」と <b>朱書し</b> 、 <b>簡易書留郵便で郵送</b> してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申 込 書 類	① 申込書（指定様式） 1通 ※ 必要事項を記入の上、写真を貼付したもの ② 受験票送付用定形郵便封筒 1通（長3型、縦23cm×横12cm程度の大きさ） ※ <u>自分の宛先を明記し</u> 、82円切手を貼付したもの
受 付 期 間	<b>平成30年1月15日（月）～2月13日（火）</b> ※ 郵送の場合は、2月13日（火）までの消印有効
受験票の交付	申込書を受理した場合は、 <u>受付期間終了後</u> に郵便にて受験票を交付します。 2月26日（月）までに受験票が到着しないときは、至急、上記申込先までご連絡ください。

## 10 申込用紙配布場所

### 【配布場所】

和歌山県庁人事課、障害福祉課、労働政策課、和歌山県庁正面玄関サービスステーション、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、和歌山県パスポートセンター、海草振興局地域振興部総務県民課、那賀振興局地域振興部総務県民課、伊都振興局地域振興部総務県民課、有田振興局地域振興部総務県民課、日高振興局地域振興部総務県民課、西牟婁振興局地域振興部総務県民課、東牟婁振興局地域振興部総務県民課、和歌山県人事委員会事務局

### 【郵便による請求】

- 封筒の表に「**身体障害者を対象とした和歌山県職員（事務補助職員）採用試験申込書請求**」と**朱書き**し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号、縦33cm×横24cm程度の大きさ）を必ず同封して上記申込先まで請求してください。

### 【その他】

- 和歌山県人事課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010200/>)にも掲載しています。

## 11 その他

**試験当日は、身体障害者手帳を必ず持参**してください。